

## 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取組について

### 1 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の概要

- ・令和2年度から認知症総合支援事業に位置付けられた事業
- ・認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする（地域支援事業実施要綱より抜粋）

### 2 事業の内容（別紙「チームオレンジの概要」（特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構作成）、「チームオレンジイメージ図」も参照）

#### （1）実施体制

- ・当事業では、（2）の役割を担う「チームオレンジコーディネーター」を地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に1名以上配置することとなっている。
- ・旭川市では、各地域包括支援センターに1名ずつ配置している（地域包括支援センターに配置するコーディネーターは、認知症地域支援推進員を兼務）

#### （2）チームオレンジコーディネーターの業務内容

- ・チームオレンジコーディネーターは、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（以下「チームオレンジ」という。）を整備し、その運営を支援する。
- ・チームオレンジの活動内容など事業の詳細について、地域支援事業実施要綱では、「各地域で認知症の人やその家族の支援ニーズのほか、既存の社会資源等を勘案した上で設定すべきものであるので、（略）地域の実情を考慮した上で柔軟に実施すること。」とされているところ。

### 3 御意見をいただきたい事項

- ・活動内容については、前述のとおりであるので、各コーディネーターが各圏域の事情に応じ、弾力的に設定するものとする。名称についても必ずしも「チームオレンジ」の呼称にこだわる必要はないものと考えている。
- ・認知症サポーターによる認知症本人に対する望ましい支援とはどういったものが考えられるか。
- ・当事業は、認知症総合支援事業に令和2年から位置づけられており、今後も当検討会で継続して取り扱う事案と思料されるが、よろしいか。